

令和2年10月27日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

各宛て

神戸市会議長 壬 生 潤

### 国民に開かれた再審制度に向けた審議促進を求める意見書

再審制度は、刑事訴訟法第435条に定めるとおり、「有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のため」存在し、特に近年国民の関心の高いえん罪を防ぐ観点からも、重要な存在です。

こうした観点から、平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条第3項においては、再審制度の在り方について検討することが求められており、それを受けて、平成29年3月から、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、警察庁の担当者と構成する刑事手続に関する協議会を設け、協議、意見交換が行われています。

有罪の判決を受けた者の利益の保障と、実体的真実の発見及び適正手続の保障という司法における重要理念の双方が法令等により担保され、よって適正な審判と法執行を希求するという視点は重要ですが、一方、通常審と再審請求審とのそもそもの手続構造の相違など、多くの課題、問題点があります。

再審請求審における証拠開示等についても、一般的なルールを設けること自体がなかなか困難であると、上記法改正に先立つ法務省法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会等においても提起されているところです。

しかし、いずれにせよ、国民の権利と自由を守るためにも、新しい時代の刑事司法制度の確立に向け、これまで以上に十分かつ達な審議がなされることを期待します。よって、国におかれては、関係各界とも協力し、再審制度のよりふさわしい在り方について議論を深めていただくよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。